

熊本港湾・空港整備事務所自動販売機
設置営業申請関係書類

令和6年2月14日
熊本港湾・空港整備事務所

目 次

1. 熊本港湾・空港整備事務所自動販売機設置営業申請要領	1 ~ 2
2. 営業条件	3
3. 施設概要（別添図面）	4 ~ 5
4. 熊本港湾・空港整備事務所自動販売機設置営業申請関係書類	6 ~ 19

熊本港湾・空港整備事務所自動販売機設置営業申請要領

1 概要

熊本港湾・空港整備事務所における自動販売機の設置による営業を希望する業者の申請方法等は次のとおりです。

2 申請受付

受付期限 令和6年3月8日（金）まで
受付時間 10:00～16:00（12:00～13:00を除く）
受付場所 熊本市南区川尻2-8-61 熊本港湾・空港整備事務所

3 施設概要

別紙のとおり

4 営業条件

別紙のとおり

5 提出書類

(1) 熊本港湾・空港整備事務所自動販売機設置営業申請書

(2) 添付書類

- ① 会社等概要
- ② 過去3年間の社会的信用失墜行為の有無
- ③ 店舗別営業開始日一覧表
- ④ 過去3年分の保健所からの指導事項および改善措置状況
- ⑤ 経営規模等調査票
- ⑥ 誓約書
- ⑦ 役員名簿
- ⑧ 過去3年分の法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、消費税および地方消費税に係る納税証明書（その3）
- ⑨ 法人の場合 → 商業登記簿謄本
個人の場合 → 身分証明書（市町村発行）
- ⑩ 直近3年分の決算書
法人の場合 → 貸借対照表、損益計算書、株主（社員）資本等変動計算書
個人の場合 → 決算等財務状態が確認できる書類
- ⑪ 提案書 内容は別添資料のとおり

6 契約予定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日とする。

ただし、必要に応じ、国有財産の使用許可期間を更新（原則として一度に限る）し、業務を行うことができる。

7 営業業者の決定通知

決定した業者に対し、決定通知をおこない、あわせてホームページ等により公示します。なお、決定内容についての問い合わせには応じません。

8 注意事項

- (1) 申請受付日時以外の申請書等の受付はおこないません。
- (2) 郵送での申請については、書留郵便により上記2の期限までに必着とします。
- (3) 申請時に提出した関係書類等については返戻しません。

(照会先)

熊本市南区川尻2-8-61

熊本港湾・空港整備事務所

電話096-357-0222

営 業 条 件 （ 自 動 販 売 機 ）

項 目	営 業 条 件
施設の目的	熊本港湾・空港整備事務所（以下「当所」という。）の職員および来庁者の利便に資することを目的とし、職員の福利厚生増進のため、良質で低廉な物資の供給とサービスの提供のための施設である。
営業開始予定日	令和 6 年 4 月 1 日
営業日	「行政機関の休日に関する法律」第 1 条に規定する日を除く毎日とする。 ただし、当方との協議によって双方が合意すれば、営業日の変更は可能とする。
設置機器	規格については、職員の通行の妨げにならないものであること。
設置台数	飲料水 1 台を設置予定しているが、別途提案は受け付ける。
機器の管理等	機器は営業業者において用意し、管理すること。 商品の補填は営業業者においておこなうこと。 機器が転倒しないための必要な安全措置を講ずること。
空き缶等の回収	機器の横にリサイクルボックス（ゴミ箱）を設置し、回収および処分については営業業者においておこなうこと。
販売品目	提案を基本とする。
販売価格	提案を基本とする。
契約期間	契約の期間は 5 年間とするが、原則として 1 度に限り、国有財産の使用許可期間を更新し、業務を行うことができるものとする。
国有財産使用料	国有財産使用料は提案された額とする。 ただし、国有財産法に基づき当局が算定する使用料以上の額とする（参考、R5 年度使用料 10,010 円【税込】）。 また、別途国有財産法に基づく使用許可手続きをとるものとする。 なお、当該使用料は、毎年度の見直しにより変動する場合がある。
光熱水料	施設経営に係る光熱水料については営業業者において負担する。 また、使用量計測機器（子メーター）および設置費用についても営業業者において負担する。 九州地方整備局からの請求による金額を支払うこと。（各年度末に一括払）
備品類	運営上必要な備品類については、営業業者が用意すること。
消耗品類	運営上必要な消耗品については、営業業者が用意すること。
衛生管理等	衛生管理および安全管理は、営業業者において全責任を負うものとする。
庁舎への出入り等	庁舎管理規程に従うものとする。
その他	施設の営業にあたり、保健所等への申請又は届け出が必要な場合は営業業者がおこなうものとする。 営業時間外において、当方から施設の使用を求められた場合は、業務に支障のない範囲で認めること。 上記条件に記載のない項目については、別途協議する。

営業条件に係る補足説明事項

① 自動販売機による営業は職員および来庁者の利便に資する目的をもっておこなうこと。
② 営業にあたっては食品衛生法等の法令および規則を遵守すること。
③ 営業内容の第三者への譲渡又は請負を禁止する。
④ 事業設備の第三者への貸与及び許可した業種以外の利用は禁止する。
⑤ 設備及び物品の善良なる管理者の注意義務で管理すること。
⑥ 営業時間を遵守し、品質、分量、規格及び価額については職員及び来庁者等の利用しやすいものにする。
⑦ 従業員の身分保証、健康管理及び服務規律は営業業者の責任においておこなうこと。
⑧ 契約期限は 5 年とし、原則として一度に限り更新することができるものとするが期限経過後は速やかに施設等の現状回復をおこなうこと。
⑨ 営業条件に定めのない事項に関しては、必要に応じて協議する。

施 設 概 要（自動販売機）

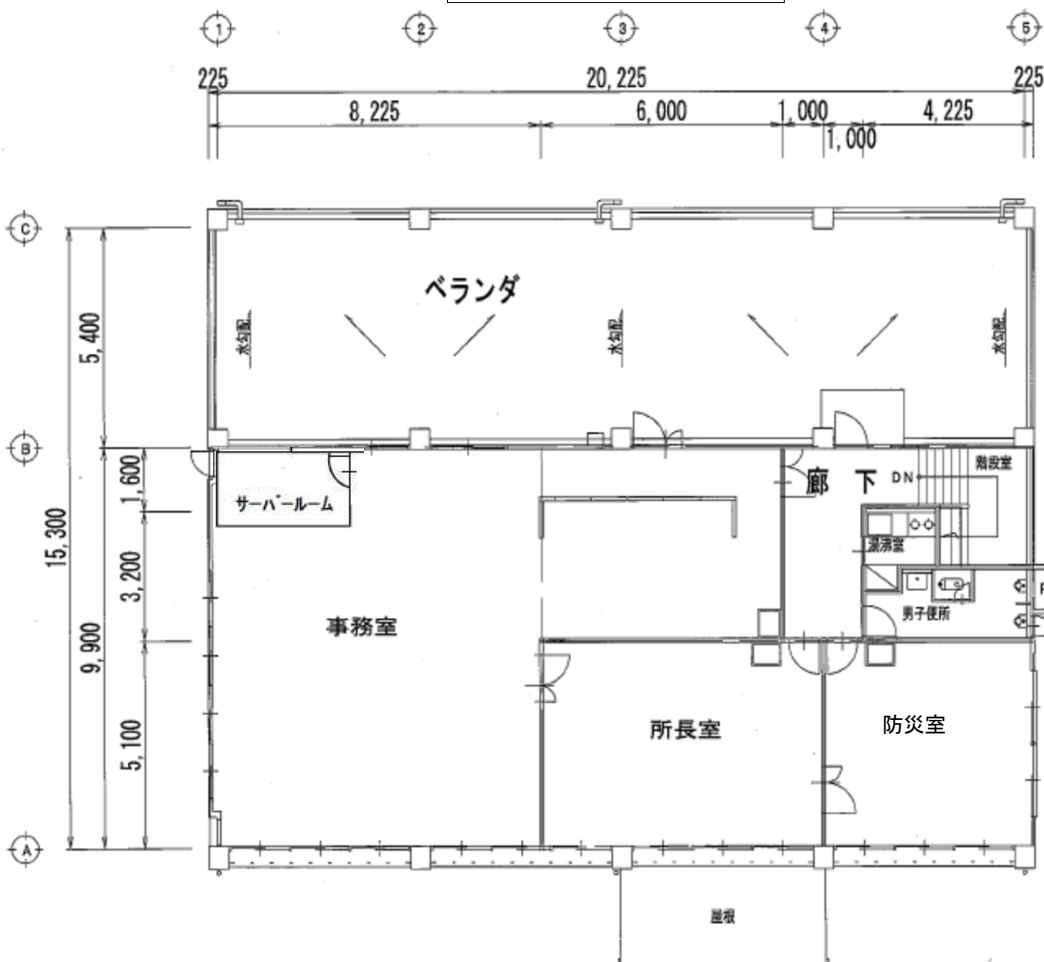
熊本港湾・空港整備事務所（自動販売機）

入居官署職員総数	約 30 名
使用面積	1.00 m ² 程度
電 力	100V
給排水施設の有無	無

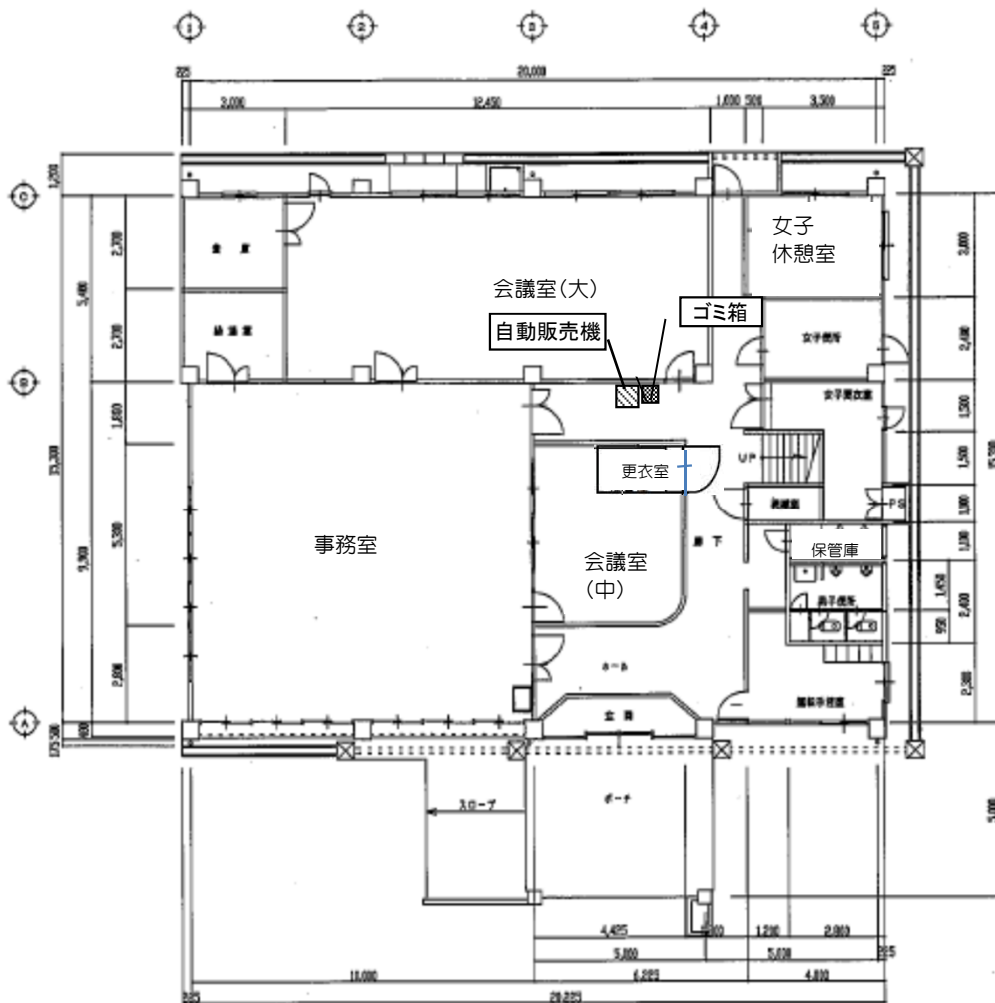
設置箇所等（現況）				
階数	場所		台数	面積
1階	通路	缶飲料（ペットボトル含む）	1台	0.91m ²

※使用許可の箇所、面積は本表にある現状を基本とする。
 ※本表の面積はゴミ箱を含んだものである。

庁舎2階平面図



庁舎1階平面図



申請書および添付書類一覧

	提出書類	提出部数	備考
	熊本港湾・空港整備事務所自動販売機設置営業申請書 (添付書類)	1部	様式1
①	会社等概要	1部	様式2
②	過去3年間の社会的信用失墜行為の有無	1部	様式3
③	店舗別営業開始日一覧	1部	様式4
④	過去3年分の保健所からの指導事項および改善措置状況	1部	様式5
⑤	経営規模等調査票	1部	様式6
⑥	誓約書	1部	様式7
⑦	役員名簿	1部	様式8
⑧	過去3年分の法人税(法人の場合)、 所得税(個人の場合)、 消費税及び地方消費税に係る納税証明書(その3)	1部	
⑨	法人の場合→商業登記簿謄本 個人の場合→身分証明書(市町村発行)	1部	
⑩	直近3年分の決算書 法人の場合→貸借対照表、損益計算書、利益処分書 個人の場合→決算等財務状態が確認できる書類	1部	
⑪	提案書(A4版) 提案書の記載内容は、別添資料のとおり 販売品目と価格設定、国有財産の使用料、設置 する自動販売機及び回収ボックスのカタログ等	1部	別添資料

(様式1)

令和 年 月 日

熊本港湾・空港整備事務所長
宮本由郎 殿

(申請者)
郵便番号
住 所

商号又は名称
代表者氏名

印

担当者氏名
電話番号

熊本港湾・空港整備事務所自動販売機設置営業申請書

熊本港湾・空港整備事務所において、自動販売機の設置による営業を希望します。関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書および関係書類の記載事項については、事実と相違しないことを誓約します。

* 申請印は実印を使用すること。

(様式2)

会 社 等 概 要

商号又は名称	
所在地	
創業開始年月日	
資本金等	千円
事業内容	
特色	
主な営業区域	
役員数	
従業員数	正社員 名、準社員 名、パート 名 その他 名

* 会社概要のパンフレットがあれば添付してください。

(様式3)

過去3年間の社会的信用失墜行為の有無

発生年月日	内 容

* 該当ない場合は、「該当なし」と記入すること。

(様式4)

店舗別営業開始日一覧表

主 な 店 舗					
店舗名 (官署名)	所在市町村	営業開始年月	施設規模	備 考	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

* 主な店舗欄は、10まで記入すること。

* 施設規模欄には、契約している官署、会社等の利用者数を記入すること。

(様式5)

過去3年分の保健所からの指摘事項および改善措置状況

指摘年月	指 摘 事 項	改 善 措 置

* 該当ない場合は、「該当なし」と記入すること。

(様式6)

経営規模等調査票

令和 年 月 日

商号又は名称					本社(店)所在地				
経営	年間売上高	令和2年度分	令和3年度分	令和4年度分	合計	年間平均			
		年月～年月	年月～年月	年月～年月			千円	千円	千円
規模	自己資本	区分	直前決算時	余剰(欠損)金処分	合計				
		資本金	千円	千円	千円	千円			
		新株式払込金等	千円	千円	千円	千円			
		準備金・積立金	千円	千円	千円	千円			
		次期繰越利益(損失)金	千円	千円	千円	千円			
		合計	千円	千円	千円	千円			
		従業員数 (常時勤務する従業員数)	従業員総数 人	店舗総数 人	1店舗平均従業員数 人				
経営状況	流動比率	区分	令和2年度 決算時	令和3年度 決算時	令和4年度 決算時	合計	3年間平均		
		流動資産	千円	千円	千円			千円	千円
		流動負債	千円	千円	千円	千円	千円		
		3年間平均流動資産		千円		×100=		%	
		3年間平均流動負債		千円					
	総資本利益率	区分	平成27年度 決算時	平成28年度 決算時	平成29年度 決算時	合計	3年間平均		
		総利益	千円	千円	千円			千円	千円
		総資本	千円	千円	千円	千円	千円		
		3年間平均総利益		千円		×100=		%	
		3年間平均総資産		千円					
営業年数		創業 年月	休業(廃業)の期間 年月～年月	現組織への変更 年月	営業(経験)年数 年				
衛生管理状況	調理師の配置状況		総人数	総店舗数	1店舗平均人員				
	栄養士の配置状況		総人数	総店舗数	1店舗平均人員				
	保健所等からの表彰状況		過去3ヶ年の総回数	表彰店舗総数	表彰店舗数平均				
	保健所等からの指摘状況		過去3ヶ年の総回数	指摘店舗総数	指摘店舗数平均				

様式 7

誓約書

- 私
- 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式 16 により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

(1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

国土交通省九州地方整備局

熊本港湾・空港整備事務所長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

*代表者印を使用すること。

別添資料

提案書の記載内容

<p>1 販売品目と価格設定（別紙1）</p> <p>職員のために提供する自動販売機での主な販売品目および価格がわかるもの</p>
<p>2 国有財産使用料（別紙2）</p> <p>1㎡あたりの年間使用料額（税抜き）を記載する</p>
<p>3 設置する自動販売機及び回収ボックスのカタログ等</p> <p>寸法、規格、消費電力等が確認出来るもの</p>

国有財産の使用料

国土交通省九州地方整備局
熊本港湾・空港整備事務所長 殿

住所又は所在地
氏名又は名称

下記のとおり提案します。

記

年間使用料 (1㎡あたり)	¥ _____ 円(税抜き)
------------------	----------------

* 1㎡あたりの年間使用料額を記載すること。

* 代表者印を使用すること。